

# 国立情報学研究所 学術無線 LAN ローミング基盤サービス加入規程

〔平成29年1月19日  
制 定〕

## (目的)

第1条 本規程は、高等教育及び学術研究に供する情報環境基盤の利便性向上を図るために大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）が実施する学術無線 LAN ローミング基盤サービス（以下、「本サービス」という。）の加入について必要な事項を定める。

なお、本サービスは、機構の研究機関である国立情報学研究所によって企画・管理・運営の全般が行われている。

## (サービスの概要)

第2条 本サービスは、教育研究機関におけるキャンパス無線 LAN 環境の相互利用を目的として、機構が認証連携のために必要な技術基準及び運用基準等を定めるとともに、ネットワークアクセスを提供する機関（以下、「SP」という。）と利用者の認証を行う機関（以下、「IdP」という。）が連携するための技術基盤を運用し提供する、無線 LAN ローミング基盤サービスである。利用者は SP と IdP の連携により認証を受けることで、SP の無線 LAN 環境が利用できるものである。

## (対象機関)

第3条 本サービスの加入申請ができる機関は、次の各号の一に該当する機関とする。

- 一 大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関等
- 二 国立大学法人、大学共同利用機関法人もしくは公立大学法人、又は、学校法人であって学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に定める大学もしくは同法第一百五十五条に定める高等専門学校を設置する機関
- 三 国公立試験研究機関、又は、高等教育機関の教育研究活動支援を目的とする法人
- 四 第一号から第三号に該当する法人・研究機関等が設置する機関
- 五 学会、学術研究法人、大学に相当する教育施設等
- 六 研究を目的とするネットワークの参加機関
- 七 前一号から六号の機関に所属する構成員に対して、SP としてサービスを提供する機関
- 八 その他、機構が認めた機関

## (加入申請)

第4条 本サービスに加入しようとする機関は、機構が別に定める方法により加入の申請を行うものとする。

- 2 申請は機関の長が行うものとする。
- 3 機構は、加入申請を審査し、加入の可否を決定する。機構が加入を承認した機関を本サービスの加入機関とする（以下、「加入機関」という。）。

## (遵守事項)

第5条 加入機関は、SPまたはIdPとなる場合、本規程の他、機構が別に定める技術基準及び運用基準を遵守しなければならない。

2 加入機関のうち、第3条一号から五号の一に該当し、かつ、IdPとしてサービスを提供する機関は、原則として、SPとしてのサービスを併せて提供するように努めなければならない。

(体制)

第6条 本サービス加入のため、加入機関は次の各号の者を置くものとする。

一 機関責任者

二 技術担当者

(機関責任者)

第7条 機関責任者は、加入機関の長より委嘱を受け、当該機関におけるサービスの運用に関する責任を負う。

2 機関責任者は、当該機関に所属する常勤の教職員であって、課長職または教授相当以上の者もしくはサービスの運用を担う部門の長であること。なお、機関責任者は加入機関毎に1名とする。

(技術担当者)

第8条 技術担当者は、機関責任者より任命を受け、本サービスに供する機器等の適切な管理・運用を担う。

2 技術担当者は原則として2名置くものとする。

(調査・協力)

第9条 機構は、加入機関に対して、利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

2 加入機関は、機構からの調査・協力の要請に対し、誠意をもって対応しなければならない。

(サービスからの脱退)

第10条 本サービスから脱退しようとする加入機関は、速やかに機構に届け出るものとする。

(加入の一時停止及び取消)

第11条 加入申請に虚偽があったと認められる場合、本サービスの運用妨害、信頼を損ねる行為を行ったと認められる場合、第3条に示す条件に該当しなくなったと認められる場合及び本規程を遵守しなかった場合、機構は当該参加機関に対し、加入の一時停止または加入の承認の取消をすることができる。

(サービスの中止)

第12条 機構は、緊急時のやむを得ない場合のほか、次の各号の一に該当する場合、本サービスを一時中止することができる。一時中止する場合は、可能な限り速やかに、加入機関に連絡するものとする。

一 設備の障害、保守または工事のとき。

二 災害等の不可抗力のとき。

三 その他前各号に準じるとき。

(免責)

第13条 機構は、次の各号の一に該当する場合、責任を負わないものとする。

一 本サービスの利用による、加入機関、機関責任者、技術担当者、利用者が発生する機構の責によらない紛争・損害等

二 第11条、第12条にかかる損害等

(協議事項)

第14条 本規程に取り決めのない事項について対応の必要が生じた場合、加入機関及び機構は誠意を持って協議を行い、これを解決するものとする。

(改訂等)

第15条 機構は、必要に応じて本規程を改訂し、機構が相当と判断する方法で公開する。特別の指定がない限り、公開のときから改訂後の規程が適用されるものとする。

(雑則)

第16条 本規程に定めるもののほか、本サービスへの加入に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月19日から施行する。